

## 提出内容

受付番号	201602020000363472
提出日時	2016年02月02日15時21分

案件番号	185000801
案件名	権利者不明等の場合の裁定制度における権利者搜索のための「相当な努力」の見直し(平成21年文化庁告示第26号の一部改正)に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施
所管府省・部局名等	文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係
意見・情報受付開始日	2016年01月05日
意見・情報受付締切日	2016年02月03日

郵便番号	100-0004
住所	東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル18階
氏名	一社)日本知的財産協会 常務理事 足立和泰
連絡先電話番号	03-5205-3432
連絡先メールアドレス	nishio@jipa.or.jp

提出意見	<p>1. 個人/団体の別 : 団体  2. 団体名 : 一社)日本知的財産協会 常務理事 足立 和泰  3. 住所 : 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル18階  4. 連絡先 : 一社)日本知的財産協会 事務局長 西尾 信彦  TEL:03-5205-3432 FAX:03-5205-3391 E-mail:nishio@jipa.or.jp  5. 御意見:  1) 今回の一部改正案の内容は、過去に裁定を受けた著作物等を利用する場合の「相当な努力」に係る具体的な要件を一段と緩和し、権利者不明等著作物利用者の負担を軽減するものであることから、基本的に賛成する。</p> <p>2) 一方で、今回「簡便に行うことができるようになる」とされている措置は、「権利者に連絡するための措置」として挙げられている3つの措置のうち、「権利者情報を掲載する資料の閲覧」と「広く権利者情報を保有していると認められる者への照会」の2つに限られている。  残る1つの措置である「公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ」についても、例えば、過去3年以内に著作権情報センターのウェブサイトへの広告等が行われている著作物については、広告を行うことを不要とする等、簡便にするやり方は考えられると思われるため、更なる検討をお願いしたい。</p>
------	--